

# 宇部市 SDGs 私たちの未来共創補助金（一般・学生枠）

令和6年度 募集要領

[募集期間]： 令和6年4月1日（月） ～ 令和6年5月17日（金）

## 1 補助金の目的

この補助金は、SDGs（持続可能な開発目標（2015年国際連合本部「持続可能な開発サミット」採択））の達成に向けて、地域や市民団体、事業者、学生などが本市のSDGsを推進する取組に対し補助金を交付するものです。

## 2 補助対象者

次の要件をすべて満たす団体とします。

- (1) 事業開始までに、宇部SDGsフレンズ会員に登録されていること。
- (2) 市内に事務所、又は活動拠点を有する団体であること。
- (3) 市民活動団体、NPO法人、企業、個人事業主、公益社団法人、一般社団法人、社会福祉法人、教育機関（高校以上）、学生団体（教育機関に属する学生で構成される組織（法人、任意は問わない））、その他これらに準ずる団体で市長が適当と認めるもののいずれかであること。

## 3 補助の対象となる事業

次の要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 宇部市内において実施される事業であること。
- (2) 本市の社会的課題や地域課題の解決に資する事業であり、SDGs達成を目指す事業であること。
- (3) 市民のSDGs推進に係る意識の向上やSDGs人材の育成に資する先導的な事業であること。
- (4) 新規の事業、もしくは、既存の事業に新たな視点や工夫を加えたものであること。
- (5) 補助事業の終了後も、継続的な取組が見込める事業であること。
- (6) 補助金の交付決定以降に着手され、令和6年2月末までに完了する事業であること。

※令和5年度の当該補助金の補助対象となった事業（以下「継続分」）も対象とします。

※団体については、上記に加え、下記事項も満たす必要があります。

- 公序良俗に反する事業を行う者でないこと。
- 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは

は暴力団員と密接な関係を有する団体等ではないこと。

■市税の滞納がないこと。

## 4 補助の対象外となる事業

- (1) 政治、宗教又は思想活動を目的とする事業
- (2) 本市又は国、県等の公的機関から補助等を受けている又は受ける予定のある事業
- (3) 事業の主要な部分を他に委託する事業（高度な専門性が必要であるなどの合理的な理由がある場合を除く）
- (4) その他補助を行うことが不相当と認められる事業

※宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金（地域枠）への申請事業、又は申請を予定している事業についても、この「一般・学生枠」には申請できません。

## 5 補助金額

（一般団体） 1 補助対象事業あたり、補助対象経費の 2 / 3

（学生団体） 1 補助対象事業あたり、補助対象経費の 10 / 10

ただし、いずれも200,000円を限度額とする。

※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、千円未満の端数は切り捨てます。

※申請の受付期間中に1つの団体が複数の事業を申請することはできません。

## 6 募集事業数

10事業程度（継続分を含み、予算の範囲内による）

## 7 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、下記の表のとおりとします。

費目	内容	備考
謝金	外部講師・外部従事者への謝礼金	団体構成メンバー（役員、職員、定款・規約等に規定する構成員など）への謝金は対象外
旅費	外部講師・外部従事者の旅費、構成団体メンバーの旅費	使用者、日付、行先、交通手段が明確なものに限る。（公共交通機関）事業遂行に伴うものに限る。
委託費	団体では実施が困難な業務（会場設営、デザイン等）の委託費	企画・運営など事業の中心部分の委託は不可
印刷製本費	コピー代、写真プリント代、ポスター・パンフレットの印刷代	
使用料	会場・施設の使用料、機材・器具借上料、駐車場料金	会場・施設の冷暖房費も対象となる。
消耗品費	事務用品、書籍購入費、材料費、その	事業実施に伴う事務の用途に限る。

	他消耗品費に対する費用	
保 険 料	活動上必要となる保険の掛金	
通 信 料	郵送費、切手・はがき代	
そ の 他	上記以外で、補助事業の実施に必要であると認められるもの(個別に審査)	食糧費(会議、イベント等における飲食代金など)は対象外

### ※対象外となる経費

- 食糧費及び接待費： 弁当、飲み物、お菓子代、会食、娯楽等に係る経費等  
(会議、イベント開催等における当該経費を含む。)
- 人件費： 構成団体メンバー（役員、職員、定款・規約等に規定する構成員など）に対する人件費・謝礼等  
※イベント等のためだけに任用する人員の人件費は除く。
- 備品購入費： パソコン、タブレット端末、カメラ、机・椅子等の事務所用備品等
- 施設運営管理費： 事務所に係る家賃、賃貸料、保証金、敷金、仲介料、光熱水費等
- 通信費等（インターネット料金、携帯電話、固定電話使用料）
- 雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
- 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 手数料（当該事業に係る支払いに伴う振込・振替手数料等は除く）
- 補助対象となる経費のうち、補助金の交付決定日前に購入若しくは契約したもの、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの  
※その他、定めのない経費の支出については、個別に審査します。  
※私的使用による経費と事業に係る経費が明確に区別できないものについては、補助対象外となります。

## 8 申請方法

申請を希望する団体は、下記に基づき書類を提出してください。

### (1) 提出書類

(※様式は募集サイトからダウンロードしてください)

- ①「宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金 交付申請書」(様式第1号)
- ②「宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金 事業計画書」(様式第1号の2)
- ③「宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金 収支予算計画書」(様式第1号の3)
- ④「宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金 申請団体概要書」(様式第1号の4)
- ⑤ その他事業説明に関係する資料(任意)： ※パワーポイントで作成した資料等

### (2) 提出方法： 電子メール

(一度に受信できるメールの容量が限られておりますので、メールの容量が 10 メガバイトを超えないよう、ファイルを分割するなどの

御配慮をお願いいたします。)

(3) 提出先： 宇部市総合政策部 連携共創推進課

アドレス： [co-creation@city.ube.yamaguchi.jp](mailto:co-creation@city.ube.yamaguchi.jp)

(4) 提出締切： 令和6年5月17日(金) 午後5時

※申請書類を提出後は、到着確認のため連携共創推進課(0836-34-8891)まで、電話連絡をお願いいたします。

## 9 質問の受付

・受付期間：令和6年4月8日(月) ～ 令和6年4月30日(火)

・受付方法：電子メールでの受付のみ

※回答については本人宛に返信するとともに、質問の内容についてはサイト上で公開いたします。

## 10 補助事業の決定

補助事業の選定は、提出いただいた書類を基に以下の通り審査・選考します。

(1) 審査方法等

・審査：SDGs補助金審査会委員による書面審査

・審査方法：審査基準に基づく審査表による採点

・選考方法：基準点を満たす申請事業の中から予算の範囲内で得点上位から採択候補を選定します。

(2) 審査基準

SDGs2030 アジェンダの主要原則を考慮し、以下の項目に視点を置いて審査します。

項目	審査の視点
統合性	<input type="checkbox"/> 経済・社会・環境の3側面に配慮した内容か。
先導性	<input type="checkbox"/> 市民のSDGs推進に係る意識の向上やSDGs人材の育成が期待できる内容となっているか。
独自性	<input type="checkbox"/> 事業内容に独自性があるか、又は既存の取組に新たな視点が取り入れられているか。
普遍性	<input type="checkbox"/> 多くの市民への普及が期待できる内容か。 <input type="checkbox"/> 事業終了後も継続的な取組が期待できるか内容か。
包摂性	<input type="checkbox"/> 「誰一人取り残さない」という視点・工夫があるか。 <input type="checkbox"/> ジェンダーや多様性などに配慮されて事業が実施されているか。
参画性	<input type="checkbox"/> 他団体や地域社会等のステークホルダーとの協働が期待できるか。 <input type="checkbox"/> 事業の対象者が主体的に事業に参加しやすい内容となっているか。

(3) 結果通知

補助の可否及び補助額について、申請者宛に文書で通知するとともに、補助事業者名、

事業内容、交付決定金額については宇部市のホームページ上で公表します。(交付決定)

## 1 1 補助金の交付

- 補助金の交付は事業終了後、実績報告書等の提出後になります。  
ただし、事業の実施上必要な場合、交付決定後に、交付決定額を上限に補助金を概算でお支払いします。
- 補助金の請求にかかる書類は郵送にて提出してください。  
[提出先] 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号  
宇部市総合政策部 連携共創推進課 宛
- 補助金の請求に必要な書類は以下のとおり
  - (1) 通常払を希望される場合（実績報告書等の提出後）  
「宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金交付請求書」（様式第9号）
  - (2) 概算払いを希望される場合
    - ① 交付決定後の概算払い時  
「宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金交付概算払請求書」（様式第9号の2）
    - ② 事業完了後の精算払い時  
※実績報告終了後、補助金額が確定した後に請求していただくことになります。  
「宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金交付概算払精算書」（様式第9号の3）  
「宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金交付精算払請求書」（様式第9号の4）  
※補助金額の確定後、精算手続きにより残金が生じた場合、速やかに精算残額を返納していただきます。

## 1 2 実績報告

補助事業が完了したときは、以下の実績報告を提出してください。

- (1) 提出書類
  - ① 宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金 実績報告書（様式第7号）
  - ② 宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金 事業報告書（様式第7の2号）
  - ③ 宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金 収支決算書（様式第7の3号）
  - ④ 事業内容が分かる資料（パンフレットや写真など）
  - ⑤ 領収書
    - ・ 実績報告に添付いただく領収書は原本、又はコピーとします。
    - ・ 領収内容、日付、宛名が不明確な場合は、補助対象外となります。
- <対象外の例>
  - ・ 「商品代 計 5,000 円」のみ記載された領収書
  - ・ 領収者の押印・住所記載のない領収書 など
- (2) 提出締切： 事業完了後 14 日以内
- (3) 提出方法： 郵送
- (4) 提出先： 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

## 13 その他

### (1) 補助事業の計画内容の変更等

補助事業として交付決定を受けた事業内容を、やむを得ず変更（中止）しようとする時は、関係書類を添えて市へ提出してください。

＜提出書類＞

「宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金事業計画変更申請書」（様式第4号）

「宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金事業中止届」（様式第6号）

### (2) 交付の決定の取り消し

次のいずれかに該当した場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。補助金決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返納していただきます。

- ① 補助事業団体が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ② 補助事業団体がこの要領の規定、又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。
- ③ 補助事業団体が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- ④ 補助事業団体が補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
- ⑤ 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- ⑥ その他市長が適当でないと認めたととき。

## 14 報告会の開催（令和6年10月～11月頃予定）

補助事業者の取組の市内への普及や、様々なステークホルダーの交流による新たな価値の創出などを図るため、補助事業に採択された団体には、市が示す項目（取組概要・進捗状況・課題など）の要点を整理し、市が開催する「報告会」においてプレゼン等を行っていただく予定です。

## 15 スケジュール（まとめ）

以下のとおり

- |               |                                    |
|---------------|------------------------------------|
| ① 募集（申請）期間    | ： 令和6年4月1日（月） ～ 令和6年5月17日（金）       |
| ② 質問の受付       | ： 令和6年4月8日（月） ～ 令和6年4月30日（火）       |
| ③ 審査（書面審査）    | ： 令和6年5月20日（月）～令和6年5月30日（木）        |
| ④ 交付決定及び通知    | ： 令和6年5月31日（金）                     |
| ⑤ 事業開始        | ： 令和6年5月31日（金）                     |
| ⑥ 補助金の概算払請求   | ： 概算払いをご希望の場合は、交付決定後、市に提出していただきます。 |
| ⑦ 事業者交流会（報告会） | ： 令和6年10月～11月頃開催予定                 |
| ⑧ 事業終了期限      | ： 令和7年2月28日（金）までに完了のこと             |

- ⑨ 実績報告書等の提出 : 事業終了後14日以内に提出
- ⑩ 交付額確定 : 実績報告書の提出後、提出された書類等を確認し、市が確定します。
- ⑪ 請求書の提出(精算払) : 交付額の確定後、市に提出していただきます。
- ⑫ 支払い : 請求書提出後30日以内

【問い合わせ先】

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市総合政策部 連携共創推進課

(電話) 0836-34-8891 (FAX) 0836-22-6008

(E-mail) [co-creation@city.ube.yamaguchi.jp](mailto:co-creation@city.ube.yamaguchi.jp)